

第3章

中小企業に対する知財支援 ～知っておきたい役立ち情報～

3-1 知的財産の支援策

(1) 専門家の講師派遣

知的財産に関する知識習得等の目的で、皆様の地域や団体、中小企業、大学内において知的財産に関する講演、研修、相談会等を行いたいときには、関東経済産業局特許室にご相談下さい。

講師、相談員として知的財産に関する専門家を無料で派遣します。なお、ご相談の内容によっては派遣できない場合がありますのでご了承ください。

【派遣分野】

- 特許・実用新案・意匠・商標の産業財産権制度に関する講演・研修等。
- 公的支援策の紹介

お問い合わせ先：

関東経済産業局 地域経済部 産業技術課 特許室

電話：048-600-0239

FAX：048-601-1287

(2) 早期審査制度

「出願したものを早く権利化したい!」という場合には、早期審査の申請を提出することによって、他の出願よりも早く審査をしてもらうことができます。この早期審査制度は、特許・意匠・商標の出願で使える制度です。

- 手数料：不要

【特許の早期審査制度】

- 対象となる出願：

- 1) 出願審査の請求がなされていること
- 2) 以下のいずれか1つの条件を満たしていること
 - ・実施関連出願
 - ・外国関連出願
 - ・大学・短期大学、公的試験研究機関、承認TLO又は認定TLOによる出願
 - ・中小企業又は個人による出願
 - ・グリーン関連出願

【意匠の早期審査制度】

- 対象となる出願：

- 1) 権利化について緊急性を要する実施関連出願
- 2) 外国関連出願

特許の早期審査についての詳細・お問い合わせ：特許庁ホームページ

http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/v3souki.htm

意匠の早期審査についての記載例・詳細・お問い合わせ：特許庁ホームページ

http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/isyousoukisinri.htm

【商標の早期審査制度】

○対象となる出願：

1) 出願人自身又はライセンサーが、出願商標を指定商品・役務に使用しているか、又は使用の準備を相当程度進めていて、かつ、権利化について緊急性を要する出願・審判事件。

※権利化について緊急性を要する出願とは、以下のいずれかに該当するものとします。

- ・第三者が許諾なく、出願商標又は出願商標に類似する商標を出願人もしくはライセンサーの使用もしくは使用の準備に係る指定商品もしくはこれらに類似する商品若しくは役務について使用している又は使用の準備を相当程度進めていることが明らかな場合。
- ・出願商標の使用について、第三者から警告を受けている場合。
- ・出願商標について、第三者から使用許諾を求められている場合。
- ・出願商標について、出願人が日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へも出願している場合。

2) 出願人又はライセンサーが、出願商標を既に使用している商品・役務又は使用の準備を相当程度進めている商品・役務のみを指定している出願。

商標の早期審査についての記載例・詳細・お問い合わせ：特許庁ホームページ

http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/shkouhou.htm

(3) 特許料・審査請求料の減免制度

特許出願後、出願審査請求の際に納付する審査請求料と、特許料が安くなる制度があります。

○対象者：研究開発型中小企業・個人事業主、事業協同組合等については

審査請求料：半額軽減

特許料：半額軽減

なお、特許料・審査請求料の減免制度が使えるかどうかを判定することができます。

判定ページ：http://www.jpo.go.jp/cgi/zangenmen2/exempt_chk.cgi

○手数料：不要

特許料・審査請求料の減免制度の詳細：特許庁ホームページ

http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/6_kenkyu_kigyuu.htm

研究開発型中小企業向け申請書の作成支援：広域関東圏知的財産戦略本部ホームページ

<http://www.kanto-chizai.com/keigen.html>

お問い合わせ先：

関東経済産業局 地域経済部 産業技術課 特許室

電話：048-600-0239

FAX：048-601-1287

■ 3-2 関東地域の自治体、団体による知的財産支援

(1) 茨城県及び茨城県内市町村の支援策

ひたちなか市 経済部商工振興課

事業名：工業所有権取得費補助金

実施機関：ひたちなか市経済部商工振興課

対象者：市内に事業所を有する中小企業、市内に事業所及び住所を有する個人

対象事業：新製品開発を前提とする市場調査、新製品に関するデザイン開発、新製品、新技術の開発、新製品・新技術開発に伴う産業財産権の取得

補助金額：対象経費の2分の1以内、最大50万円

詳細はこちら：<http://www.city.hitachinaka.ibaraki.jp/0702shokou/kassei/shinseihin.html>

(2) 栃木県及び栃木県内市町村の支援策

栃木県 産業労働観光部工業振興課

事業名：ものづくり技術強化補助金

実施機関：栃木県産業労働観光部工業振興課技術振興担当

補助対象経費：①中小企業等（企業グループ含む）の行う新技術・新製品の研究開発を助成。

②大学等が保有する特許等を利用した共同研究等を補助対象とする。

補助限度額：補助率は補助対象経費の1/2以内。

補助限度額は1,000万円。

詳細はこちら：<http://www.pref.tochigi.lg.jp/work/shoukouyou/gijyutukaihatsu/1197366712424.html>

足利市 産業観光部商業振興課

事業名：産業財産権取得事業補助

実施機関：足利市産業観光部商業振興課工業担当

対象となる方：市内に事業所のある中小企業で製造業を営む方

（但し、市税の滞納のある者及び他の機関から本補助と同種の補助を受けている者を除く）

対象となる企業：補助対象者が行う、特許権、実用新案権、意匠権、商標権（自社製品を対象としたもの）の産業財産権出願事業

対象となる経費：出願時に生じる経費で、特許庁へ支払う出願料、弁理士手数料など

補助率：30%以内

補助限度額：30万円/年度

※事業着手前にお問い合わせください

詳細はこちら：<http://www.city.ashikaga.tochigi.jp/page/jigyouhojo.html>

宇都宮市 経済部商工振興課

事業名：宇都宮市特許権等取得促進事業費補助金

実施機関：宇都宮市経済部商工振興課

対象業種：宇都宮市内の中小企業（製造業、農林業、卸売・小売業、特定サービス業）

（注）個人は対象外となります。

対象の内容：特許権・実用新案権・意匠権・商標権の出願経費。

ただし、出願前に先行技術調査を行っていること。

特許権については、審査請求を出願と同時に行う場合は、審査請求経費も対象。

対象経費：出願料、弁理士手数料、先行技術調査費用、図面作成費用など

助成額：経費の2分の1、上限30万円、年度で1社1件まで

申請時期：平成22年1月1日以降に出願したもの

（注）出願番号を付与された日が平成22年1月1日以降のもの

詳細はこちら：<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/sangyo/chushokigyo/002047.html>

小山市 工業振興課

事業名：小山市中小企業工業所有権取得支援事業補助金

実施機関：小山市工業振興課

対象者：次の要件のいずれにも該当するもの。

1. 市内に事業所を有して1年以上事業を営む中小企業者
2. 市税を滞納していないこと
3. 他の機関から同種の補助等を受けていないこと

対象事業：特許権及び実用新案権の取得事業

補助対象経費：出願料及び弁理士手数料

補助率：対象経費の50%以内

補助限度額：最高40万円

詳細はこちら：

http://www.city.oyama.tochigi.jp/cgi-bin/odb-get.exe?WIT_template=AC020000&WIT_oid=icityv2::Contents::10214

鹿沼市 経済部商工課商工振興係

事業名：特許等出願支援事業補助金

実施機関：鹿沼市経済部商工課商工振興係

補助対象：補助の対象となる事業は、次のいずれかを新規に出願する場合とし、それぞれにつき1年度に1事業者1回を限度とします。

1. 特許権利取得のための出願事業
2. 実用新案権取得のための出願事業
3. 意匠権取得のための出願事業
4. 商標権取得のための出願事業

補助対象者：補助の対象者は、次のすべてに該当する事業者です。

1. 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者
2. 市内に事業所等があり、そこで1年以上事業を営んでいる者
3. 市税の滞納がない者
4. 自社名義による出願をする者

補助対経費：出願料、審査請求料、弁理士手数料

補助率及び補助限度額：補助対象経費の1/2以内で、10万円を限度
(1,000円未満の端数は切り捨て)

詳細はこちら：<http://www.city.kanuma.tochigi.jp/11,5641,176,687.html>

佐野市 商工課

事業名：産業財産権取得補助金

実施機関：佐野市商工課

中小企業の生産性、品質の向上を図り地場企業の基盤強化を目指す。また、製品及び技術を保護し、産業の競争力を強化することを目的として、取組を行う企業に対して、補助金を交付します。

補助対象：産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）取得のための出願に係る経費で、出願料、弁理士手数料、その他必要と認められる経費

補助金額：対象経費の100分の80以内（平成21年度～23年度、24年度以降は

100分の40以内）限度額1件40万円。同一技術を国内、国外双方に出願する場合は別件とする。

詳細はこちら：<http://www.city.sano.lg.jp/kigyoushien/04/02.html>

(3) 群馬県及び群馬県内市町村の支援策

群馬県 産業経済部工業振興課

事業名：ぐんま新技術・新製品開発推進補助事業

実施機関：群馬県産業経済部工業振興課産学連携係

補助対象者：県内中小企業者等

補助金の種類：

(1) 一般型

新技術・新製品の研究開発を支援。

補助限度額：1件あたり1,000万円まで

補助率：補助対象経費の1/2以内

(2) パートナーシップ支援型（産業支援機関）

県内産業支援機関と連携し、産学官連携などによる開発を支援。

補助限度額：1件あたり200万円まで（県・産業支援機関 各100万円）

補助率：補助対象経費の2/3以内

(3) パートナーシップ支援型（市町村）

市町村（10市）と連携し、新製品・新商品の開発を支援。

補助限度額：1件あたり80万円まで（県・市 各40万円）

企業負担額：20万円以上

※ 共同実施市町村 前橋市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市

募集期間

(1) 一般型

平成22年3月15日（月）から4月14日（水）まで

(2) パートナーシップ支援型（産業支援機関）

NPO法人北関東産官学研究会

平成22年4月15日（木）から5月14日（金）まで

財団法人群馬県産業支援機構

平成22年7月20日（水）から8月20日（金）まで

(3) パートナーシップ支援型（市町村）

平成22年5月17日（月）から6月16日（水）まで

詳細はこちら：

http://www.pref.gunma.jp/cts/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=5047

群馬県 産業経済部工業振興課

事業名：1社1技術

実施機関：群馬県産業経済部工業振興課

対象：新規の場合、県内に事業所を有する中小製造業者（みなし大企業、個人事業主も含む）で、以下に記載する①～③のいずれかに該当する技術を有する企業。

- ①特許を有する、または出願中の技術
- ②特許は有していないが、特許と同等の技術
- ③他社の追従を許さない独自の技術

選定企業に対する支援：

選定企業には、「選定証」を交付します。

1. 県のホームページ等への掲載、表彰、選定企業交流会の開催
2. 大手メーカー向け展示商談会や商談型国際見本市などへの出展資格、群馬産業技術センターにおいて、技術展示を行う資格の付与等の販路開拓支援。
3. 中小企業パワーアップ資金への申請資格付与等の財政的支援。

詳細はこちら：<http://www.pref.gunma.jp/06/ct00004959.html>

群馬県 (財) 群馬県産業支援機構

事業名：群馬県中小企業外国出願支援事業

実施機関：(財) 群馬県産業支援機構

対象：県内に主たる事業所を有する中小企業等

対象経費：外国への特許・意匠・商標の出願経費（翻訳費、外国出願料、外国代理人費用、手数料等）

助成金額：助成対象経費の2分の1以内、上限1企業150万円（特許）、1企業60万円（意匠・商標）。

詳細はこちら：<http://www.g-inf.or.jp/pdf/gaikokushutugan.pdf>

前橋市 商工観光部工業課

事業名：①産学官連携新製品・新技術開発費補助金

②新製品・新技術開発費補助金

実施機関：前橋市商工観光部工業課工業振興係

対象等：①市内の中小企業が、大学、高等専門学校等の学術機関又は公設試験研究機関と共同研究等を行い、新製品・新技術を開発した事業の経費の一部を補助。

②市内に主たる事業所がある中小企業者または市内各種中小企業団体。原材料、構築物、機械装置、工業所有権導入、外注加工、技術指導等の経費。

補助金額：①対象経費の50%以内、限度額130万円。

②対象経費の50%以内、限度額110万円。

詳細はこちら：<http://www.city.maebashi.gunma.jp/ctg/01000338/01000338.html>

高崎市 商工部工業課 産業創造館

事業名：特許出願奨励金

実施機関：高崎市工業課 産業創造館

補助対象：市内に主たる事業所を有する中小企業者で、製造業、情報通信業または群馬県の認定した「1社1技術」企業等「1社1技術」企業。

補助率及び限度額：特許出願及び出願審査請求にかかる必要経費の2分の1以内。

限度額 10万円。

詳細はこちら：<http://www.city.takasaki.gunma.jp/soshiki/sansoukan/annai/tokkyo.htm>

(4) 埼玉県及び埼玉県内市町村の支援策

埼玉県 産業労働部金融課

事業名：①起業家育成資金

②産業創造資金

実施機関：埼玉県産業労働部金融課

融資の対象：①特許法等に基づく設定登録を受けた技術等をもって事業を開始する者

②知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、半導体集積回路配置利用権）を活かし事業を行う
中小企業者・中小企業組合

融資限度額：①設備 3,000万円 運転 1,500万円

②設備 1億円 運転 1億円

詳細はこちら：<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/dokuritu.html>

<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/souzou.html>

埼玉県 産業労働部産業支援課

事業名：彩の国産業技術大賞

実施機関：埼玉県産業労働部産業支援課

埼玉県では、県内中小企業の技術・製品開発意欲の向上と県内経済の活性化を目的に、革新的な技術・製品開発に取り組む中小企業を表彰する「彩の国産業技術大賞」を実施しています。

対象：県内に事業活動拠点を置く中小企業。

応募要件：①環境、福祉、IT・映像、バイオテクノロジー、ものづくり基盤技術のなかで、商品化後7年を経過していないもの

②特許登録済み、または実用新案技術評価書で評価6を取得済みのもの

詳細はこちら：<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/a31.html>

越谷市 越谷市環境経済部産業支援課

事業名：工業所有権取得費補助金

実施機関：環境経済部産業支援課商工観光担当

対象者：市内にて事業活動を営んでいる中小企業者・事業協同組合・特定非営利活動法人・法人でない組合及び団体・個人事業主等です。

補助対象：特許権・実用新案権・意匠権・商標権に係る、出願・審査請求・登録（初回分のみ）に要する経費

補助率：対象経費の2分の1以内（千円未満は切捨て）で、10万円を限度。

また、事業者ごとに年度に1件まで。

詳細はこちら：http://www.ii-net.jp/yuushi_hojyokin/shutokuhi.html

草加市 産業振興課 工業地場産業係

事業名：産業財産権取得支援部門補助金

実施機関：草加市産業振興課工業地場産業係

対象者：市内に事業所を有し、引き続き1年以上事業を営み、原則として事業による市税を完納している中小企業基本法第2条に定める中小企業者が対象です。また、業種は製造業、ソフトウェア業及び情報処理サービス業とします。

対象事業：産業財産権（特許、実用新案、意匠、商標）の出願事業（いずれか1回限り）

対象経費：出願料、弁護士等に支払う手数料及び国外出願等に係る現地代理人手数料。

補助率：対象経費の3分の2以内で、30万円を限度。

留意事項：この補助金は、平成22年度中に特許庁への出願申請が見込まれる企業に限り申請を受け付けします。

詳細はこちら：<http://www.city.soka.saitama.jp/hp/page000016000/hpg000015920.htm>

(5) 千葉県及び千葉県内市町村の支援策

千葉県 商工労働部経営支援課金融支援室

事業名：挑戦資金

実施機関：千葉県商工労働部経営支援課金融支援室

融資の対象：中小企業者等であって、知的財産権を有し、知的財産を生かした事業を実施しようとするもの。

融資限度額：1 中小企業者 1 億円（設備資金は所要資金の 90%以内、運転資金は 5,000 万円まで）

詳細はこちら：<http://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/chuushou-yuushi/yuushiseido/chuushou/chousen.html>

千葉県 (財) 千葉県産業振興センター

事業名：外国出願支援事業

実施機関：(財) 千葉県産業振興センター

対象：県内に主たる事業所を有する中小企業者またはそれらの中小企業者で構成されるグループ

(構成員のうち、中小企業者が 3 分の 2 以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者)

1 企業 (1 グループ) 1 出願に限ります。

対象要件：日本国特許庁にすでに特許出願を行っている出願であって、年度内に外国特許庁へ出願する予定があること等。

対象経費：外国出願料、弁理士費用、翻訳料

助成率等：助成率 1/2 以内 上限 150 万円

公募期間：6 月 1 日～7 月 9 日

詳細はこちら：http://www.cccj-net.or.jp/contents_detail.php?co=cat&frmId=940&frmCd=3-2-6-0-0

千葉市 (財) 千葉市産業振興財団

事業名：特許等取得支援事業

実施機関：(財) 千葉市産業振興財団

助成対象経費：特許等の出願手続に要する弁理士費用の一部を助成

助成額：上限 21 万円

申込受付期間：随時受付

詳細はこちら：http://www.chibashi-sangyo.or.jp/contents/shien_info/tokkyo.html

船橋市 商工振興課

事業名：産業財産権取得・登録事業補助金

実施機関：船橋市商工振興課

対象者：①中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者で、市内に主たる事業所があること。

②市税を滞納していないこと。

③他の公的助成を受けていないこと。

補助対象経費：産業財産権（特許権・実用新案権に限る）の取得・登録のために要した経費（出願料、出願手数料、審査請求料、登録料）

補助額：補助対象経費の 1/3 または 10 万円のいずれか少ない額

詳細はこちら：

<http://www.city.funabashi.chiba.jp/shokoshinko/kougyouhan/kougyoushinkou-sien/tokkyo-jituyou/22.%20okkyo-jituyou-boshuu.htm>

柏市 経済産業部商工振興課

事業名：中小企業活性化支援事業（知的財産権取得・登録事業）

実施機関：柏市経済産業部商工振興課

対象者：中小企業法第2条に定めている市内の中小企業者（中小企業基本法第2条に定める中小企業者）又はその中小企業者が組織する団体。

対象経費：特許権、実用新案権、意匠権及び著作権の取得・登録申請に要する経費

補助率及び限度額：対象経費の2分の1の額。限度額10万円。

詳細はこちら：http://www.city.kashiwa.lg.jp/business_guide/finance/fc02.htm

(6) 東京都及び東京都内市町村の支援策

東京都 東京都知的財産総合センター

事業名：外国侵害調査費用助成事業

実施機関：東京都知的財産総合センター

助成対象経費：侵害調査費用、鑑定費用、侵害先への警告費用、水際対策費用

助成額：助成対象経費の2分の1以内 限度額 200万円

申込受付期間：随時受付

詳細はこちら：<http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/josei/0415shingai.html>

東京都 東京都知的財産総合センター

事業名：外国特許出願費用助成事業

実施機関：東京都知的財産総合センター

助成対象経費：外国特許出願費用、弁理士費用、翻訳料、先行技術調査費用、国際調査手数料、国際予備審査手数料 等

助成額：助成対象経費の2分の1以内 限度額 300万円

申込受付期間：年2回（5月、9月）

詳細はこちら：<http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/josei/3779.html>

東京都 東京都知的財産総合センター

事業名：外国意匠出願費用助成事業／外国商標出願費用助成事業

実施機関：東京都知的財産総合センター

助成対象経費：外国出願料、弁理士費用、翻訳料 等

助成額：助成対象経費の2分の1以内 限度額 30万円

受付期間：随時。予算がなくなり次第受付を終了。

詳細はこちら：<http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/josei/index.html>

東京都 産業労働局商工部創業支援課

事業名：東京都ベンチャー技術大賞事業

実施機関：東京都産業労働局商工部創業支援課

対象：都内の創業・ベンチャー企業

表彰対象：ものづくりの核（コア）となる技術の下、創業・ベンチャー企業が開発事業化した革新的な技術や製品で、次の各号に掲げるもの

1. 技術・製品の開発が終了しているもので、一次審査の終了時までには日本国内で販売または提供するもの
2. 商品化後5年を経過していないもの

詳細はこちら：<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/shoko/sogyo/venture.html>

東京都 (財) 東京都中小企業振興公社

事業名：新製品・新技術開発助成事業

実施機関：財団法人 東京都中小企業振興公社

事業内容：東京都内の中小企業者等が行う実用化見込のある新製品や新技術の研究開発に要する経費の一部を助成します。

助成対象者：①都内で創業を具体的に計画している方

- ②個人事業者
- ③中小企業者
- ④事業協同組合
- ⑤社団法人、財団法人

助成限度額：1,500万円

助成率：助成対象経費と認められる経費の1/2以内

申込期間：平成22年2月22日から平成22年4月22日17時まで

詳細はこちら：<http://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/index.html>

荒川区 産業経済部経営支援課

事業名：産業財産権取得助成

実施機関：荒川区産業経済部経営支援課

補助対象者：区内に本社のある中小企業で、当該産業財産権に関する国、地方公共団体およびその他の機関から補助金を受けていない方。

補助対象事業：特許権、実用新案権、意匠権、商標権

補助対象経費：弁理士等に要する経費、特許庁に支払う印紙代

補助限度額：補助対象経費の2分の1以内、15万円（1,000円未満は切捨て）を限度。

申請期間：随時（特許庁に申請する前にご相談下さい）

詳細はこちら：<http://sangyo.city.arakawa.tokyo.jp/industry/tizai/index.html>

板橋区 産業振興課 経営支援係

事業名：板橋区知的財産権取得支援事業補助金

実施機関：板橋区産業振興課経営支援係

補助対象者：下記の要件を満たす、中小企業基本法に規定する中小企業者で板橋区に本社を有するもの。また、個人事業者の場合は板橋区に事業所を有しているもの。

- ①板橋区で引き続き1年以上（原則）事業を営んでいること。
- ②特許権においては、平成23年2月末日までに、特許審査請求が終了する見込みがあること。実用新案権・商標権・意匠権においては、平成23年2月末日までに設定登録が終了する見込みがあること。
- ③先行技術調査が終了していること。
- ④大企業が実質的に経営に参画していないこと。

※他にも条件があります。詳しくは担当係までお問合せください。

補助対象経費：審査請求料、登録料、弁理士費用、その他製品及び技術の保護に直接関連があると認められる経費等。

補助金額：補助対象経費の2分の1以内かつ上限20万円。

詳細はこちら：http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/019/019529.html

大田区 産業振興課

事業名：新製品・新技術開発支援

実施機関：大田区産業振興課

助成内容：①開発スタート助成

創業間もない企業や開発型企業への転換をめざす中小企業者を対象。

大田区内で本社又は事業所を持つ中小企業者、又は前記中小企業者3分の2以上で構成されたグループ又は団体。

②開発ステップアップ助成

企業の更なる成長につながる新製品・新技術の開発、環境・医療福祉分野など社会的な課題解決につながる開発に取り組む中小企業者を対象。

大田区内で本社又は事業所を1年以上操業している中小企業者で製造業を主たる事業で営むもの、又は前記中小企業者3分の2以上で構成されたグループ又は団体。

助成対象経費：原材料及び副資材費、機械装置・工具器具費、外注費、産業財産権導入費、技術指導受け入れ費、性能検査費、直接人件費

詳細はこちら：<http://www.city.ota.tokyo.jp/sangyo/kogyo/shinnseihinn220225/index.html>

葛飾区 商工振興課工業振興係

事業名：知的所有権取得補助

実施機関：葛飾区商工振興課工業振興係

補助対象者：①中小企業基本法第2条に規定する製造業を営む中小企業で、区内に主たる事業所を有すること。

②区内で引き続き、1年以上事業を営んでいること。

③前年度の法人住民税又は特別区民税を滞納していないこと。

④研究開発に係る事業を計画的に行っていること。

補助対象経費：知的所有権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）取得のための出願に要した経費（出願のため弁理士に支払う手数料、出願料及び出願審査請求に要する経費）。

補助限度額：補助金の額は、予算の範囲内で、補助対象経費の合計額に2分の1以内とし、10万円を超えない額。

詳細はこちら：<http://www.city.katsushika.lg.jp/kurashi/053/005310.html>

北区 地域振興部産業振興課商工係

事業名：知的所有権活用支援事業

実施機関：北区地域振興部産業振興課商工係

対象者：中小企業基本法に規定する製造業を営む中小企業で北区に本社（個人事業主の場合は北区に住所）を有し、いずれも以下の要件を満たしていること。

①北区内で引き続き1年以上（原則）事業を営んでいること。

②前年度の法人住民税又は特別区民税を滞納していないこと。

③原則として東京都知的財産総合センターの相談を受けること。

助成額：補助対象経費の2分の1（上限10万円）

対象経費：特許権・実用新案権・意匠権・商標権の、弁理士費用、出願料、登録料、特許料、審査請求料、製品・技術の権利保護に直接関連性が認められる費用。

詳細はこちら：<http://www.city.kita.tokyo.jp/docs/service/004/000438.htm>

江東区 地域振興部 経済課 産業振興係

事業名：知的財産権（特許権）取得支援

実施機関：江東区地域振興部 経済課 産業振興係

補助対象者：区内に本社及び主たる事業所を有し、引き続き1年以上事業を営んでいて、原則として特許先行技術調査が終了している中小企業。

補助対象経費：出願料、出願審査請求料、特許料、出願に伴う弁理士手数料。

補助金額：補助対象経費の2分の1以内で、30万円を上限。（千円未満の端数切捨て）

詳細はこちら：<http://www.city.koto.lg.jp/seikatsu/sangyo/10200/25383.html>

台東区 産業振興課

事業名：知的所有権取得支援事業

実施機関：台東区産業振興課企業・人材育成担当

対象者：台東区内に本店所在地（法人）、事業所（個人事業主）があり、かつ区内に営業の本拠を有する中小企業。

対象となる知的所有権：特許権、実用新案権、意匠権、商標権

助成内容：限度額10万円、対象経費の2分の1以内

助成対象経費：特許等の出願料、初期登録にかかわる商標登録等の登録料、初3年分の特許料、特許の審査請求料、弁理士に対する謝金

詳細はこちら：

<http://www.city.taito.lg.jp/index/kurashi/shigoto/kinyukeieishien/joseikinseido/jyoseiseidoichiran/chitekishoyuken.html>

品川区 ものづくり・経営支援課

事業名：新製品・新技術開発支援

実施機関：品川区ものづくり・経営支援課ものづくり支援係

新製品・新技術の開発に要する費用（工業所有権の導入費用等）を一部助成します。

対象：区内に1年以上主な事業所を置く中小製造業者または中小製造業者を中心とするグループであること。法人住民税（個人にあたっては住民税）を滞納していないこと。ただし、みなし大企業は除外。

助成限度額：250万円、対象経費の2/3以内

詳細はこちら：<http://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/jyosei/newbusiness.php>

青梅市 環境経済部商工観光課

事業名：①特許取得助成 ②国際化対応助成

実施機関：青梅市環境経済部商工観光課

補助内容：①特許取得助成企業や企業グループが、特許を取得するための経費の一部を助成します。

②企業や企業グループが、海外の技術・特許・規格等の情報や文献等の収集・邦訳、海外規格の認定取得にかかる経費の一部を助成します。

補助対象経費：謝金、旅費、事務費、委託費（注：前回補助申請をしたものと同一特許等の申請はできません。）

詳細はこちら：<http://www.city.ome.tokyo.jp/shoko/tokkyo.html>

三鷹市 三鷹商工会

事業名：工業振興事業費補助金

実施機関：三鷹商工会

対象：三鷹市内に主たる事業所を有し、引き続き1年以上事業を営む中小企業者または中小企業者で構成する団体が行う事業。

補助対象：①新製品等の開発のための調査・研究・企画事業

②新製品・新技術の研究、開発のため、産学提携で行う研究事業等

③特許など工業所有権の取得申請に係る事業

④その他前3号に準ずる事業

補助金額：①新製品の開発、新技術の研究、開発に係る事業

補助対象事業に要する経費の1/2以内で、1件150万円を限度とする。

②特許など工業所有権取得申請に係る事業

補助対象事業に要する経費の1/2以内で、1件10万円を限度とする。

詳細はこちら：http://www.mitaka-s.jp/bukai/ko_singijutu.html

府中市 工業技術情報センター

事業名：①新製品・新技術開発事業 ②特許取得事業

実施機関：府中市工業技術情報センター

対象者：(1)市内に主たる事務所を持ち、引き続き1年以上同一事業を営んでいること。

(2)補助金の交付申込時に、市税を完納していること。

(3)同一テーマ・内容で過去に市から補助を受けていないこと。

(4)同一企業が異なる事業を同時に申し込むことは可能です。

(5)特許取得事業については1社2件まで申込可能です。

補助対象経費：①原材料・副資材費、機械装置・工具類費、外注加工費、工業所有権出願・導入費、技術指導受入れ費等

②特許出願・審査請求費、技術指導受入れ費等

補助限度額及び補助率：①100万円、対象経費の2/3以内

②10万円、対象経費の1/2以内

詳細はこちら：<http://www.city.fuchu.tokyo.jp/kurasu/keesha/kigyo/sezo/index.html>

(7) 神奈川県及び神奈川県内市町村の支援策

神奈川県 (財) 神奈川産業振興センター

事業名：神奈川県知的財産戦略策定支援事業

実施機関：(財) 神奈川産業振興センター

中小企業者における知的財産の戦略的な活用を促進するため、知的財産や技術動向の調査・解析等を行う専門家を企業に派遣し、知的財産戦略策定の支援を行います。

対象：神奈川県内に本社を有する中小企業者（中小企業支援法の定めによる）

支援期間：平成 22 年 9 月～平成 23 年 2 月

募集期間：平成 22 年 6 月 1 日（火）～7 月 30 日（金）

詳細はこちら：<http://www.kipc.or.jp/content/view/56/41/>

神奈川県 商工労働局産業部産業技術課

事業名：神奈川工業技術開発大賞

実施機関：神奈川県商工労働局産業部産業技術課

神奈川県と神奈川新聞社は、共催により昭和 59 年度から毎年度、技術開発の奨励と技術開発力の向上を図ることを目的に、県内の中堅・中小企業が開発した優れた工業製品・技術を表彰しています。

受賞企業への支援：県内最大級の工業見本市である「テクニカルショウヨコハマ」への出展。（県が出展費用を負担）

受賞技術・製品を新聞紙上に紹介広告を掲載。

神奈川工業技術開発大賞のロゴマークを使用することができる。

詳細はこちら：<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kogyo/taisyo/taisyo.html>

神奈川県 産業技術センター

事業名：かながわスタンダード認定事業

実施機関：神奈川県産業技術センター・技術支援推進部開発支援室

対象：県内中小企業が開発した工業技術のうち、事業化、商品化に着手しているもの（製品化したもの、特許を取得したものなど）で、事業化により今後 3 年以内におおむね年間 5 億円以上（製品の場合）の売上が見込めるもの。

認定企業への支援：

①技術面での支援

- ・県産業技術センターの依頼試験等の手数料が 7 割減額されます。

②経営面での支援

- ・県内最大級の工業見本市である「テクニカルショウヨコハマ」にて認定事業を紹介します。
- ・(財) 神奈川産業振興センターの知的財産支援、販路開拓等のビジネス支援のほか金融、労務等の経営相談が受けられます。
- ・県中小企業制度融資「スタートアップ融資」の利用資格が得られます。
- ・商工中金が行う「神奈川イノベーションサポートローン」への申込みができます。

募集期間：平成 22 年 4 月 4 日～6 月 11 日まで

詳細はこちら：<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kogyo/standard/>

横浜市 経済観光局経営・創業支援課

事業名：横浜市知的財産活用促進助成制度

実施機関：横浜市経済観光局経営・創業支援課

知財経営戦略策定、先行技術調査など、知的財産に関するコンサルティング費用の一部を助成します。

助成対象事業：平成 23 年 3 月 10 日（木）までに完了する事業で、事業開始前に申請した

次の事業とします。※継続的な顧問料は対象外

- ①知財経営戦略策定に係る支援
- ②知財・技術・市場調査
- ③知財技術評価
- ④管理・運営体制整備

助成率及び助成限度額：助成対象事業に要した総経費の 2 分の 1 以内（上限 30 万円）とします。ただし、『横浜価値組企業』に認定されている企業については、総経費の 3 分の 2 以内（上限 50 万円）となります。

申請期限：平成 23 年 2 月 10 日（木）※ただし、予算に達した時点で受付を終了いたします。

詳細はこちら：<http://www.city.yokohama.jp/me/keizai/shien/tizai/jyosei.html>

横浜市 経済観光局経営・創業支援課

事業名：横浜価値組企業評価・認定事業

実施機関：横浜市経済観光局経営・創業支援課

知的財産を活用した経営に取り組んでいる企業を客観的に評価し、その取り組み等の優れた企業を『横浜価値組企業』として横浜市が認定します。

『横浜価値組企業』に対する支援：金融支援、広報等の企業 P R、横浜市知的財産活用促進助成金の助成率・限度額の優遇等。

詳細はこちら：<http://www.city.yokohama.jp/me/keizai/shien/tizai/kachigumi.html>

現在の認定企業はこちら：<http://www.city.yokohama.jp/me/keizai/shien/tizai/kachigumi/>

川崎市 経済労働局工業振興課

事業名：川崎市新技術・新製品開発等支援事業補助金

実施機関：川崎市経済労働局工業振興課高度化支援担当

対象者：市内に事業所を有して 1 年以上事業を営む中小製造業者。

ただし、1 年未満でも市長の指定する施設等に入居している中小製造業者は対象となります。

対象事業：中小製造業者が単独又は他企業と連携して新技術・新製品開発を行なう事業

補助対象：原材料費、機械工具費、産業財産権導入費、外注加工費、技術導入提携費、試験研究費、その他経費

補助率及び補助限度額：対象経費の 1/2 以内。最高 300 万円

詳細はこちら：<http://www.city.kawasaki.jp/e-news/info1055/index.html>

綾瀬市 都市経済部商工振興課

事業名：産業財産権取得事業補助金制度

実施機関：綾瀬市都市経済部商工振興課商工労政担当

補助対象：特許権・実用新案権・意匠権・商標権に係る出願、審査請求、登録（初回納付分のみ）等に要する経費。

※事業所あたり1年度において1出願案件に限り、当該年度に支出する経費が対象となります。

補助金額：補助対象経費の2分の1以内。限度額10万円。

詳細はこちら：<http://www.city.ayase.kanagawa.jp/hp/page000017900/hpg000017849.htm>

海老名市 経済環境部商工課

事業名：海老名市中小企業振興支援事業

実施機関：海老名市経済環境部商工課

産業財産権の取得：企業が持つ技術等の保護やブランド力向上を目的とした産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）の取得を支援します。

補助金額：産業財産権の取得に要する費用（特許庁や弁理士等に支払う費用）の1/2（上限：10万円）

詳細はこちら：<http://www.city.ebina.kanagawa.jp/www/contents/1206315153344/index.html>

鎌倉市 市民経済部産業振興課

事業名：産業財産権取得事業

実施機関：鎌倉市市民経済部産業振興課

事業内容：新製品、新技術に係る特許権、意匠権又は商標権を取得する事業。

補助対象者：市内で製造業、情報通信業、自然科学研究所を営む中小企業の方。

補助対象：国内の特許権、意匠権又は商標権の取得に要する次に掲げる費用。

1. 出願料（特許については、審査請求をしていることが確認できる場合のみ。）
2. 審査請求料
3. 産業財産権取得に関して弁理士等に支払う費用

補助率及び補助限度額：50%以内。限度額30万円

詳細はこちら：<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/sangyou/sien/kankyosetubi.html>

茅ヶ崎市 経済部産業振興課

事業名：中小企業特許取得補助金制度

実施機関：茅ヶ崎市経済部産業振興課商工業振興担当

補助対象：特許出願人が取得した特許権にかかる出願手数料、審査請求手数料、審判請求手数料、提出書面の電子化手数料、特許料（初回納付分のみ）、弁理士等代理人に要する費用。

補助金額：補助対象事業費に3分の1を乗じて得た額（1,000円未満切り捨て）とし、30万円を限度とする。

詳細はこちら：<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/sangyo/chusho/002980.html>

(8) 新潟県及び新潟県内市町村の支援策

新潟県 産業労働観光部産業振興課

事業名：外国特許出願事業費補助金

実施機関：新潟県産業労働観光部産業振興課技術振興係

対象：県内に主たる事業所を有する中小企業者又はそれらの中小企業者で構成されるグループ（グループの構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）

補助対象経費：外国特許庁への出願に要する経費

補助率及び補助金額：補助対象事業費の1/2以内、上限50万円

詳細はこちら：<http://www.pref.niigata.lg.jp/sangyoshinko/1269557379926.html>

新潟県 (財) にいがた産業創造機構

事業名：地域中小企業外国出願支援事業補助金

実施機関：(財) にいがた産業創造機構

対象：新潟県内に事業所を有する中小企業者又はそれらの中小企業者で構成されるグループ（グループの構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）

補助対象経費：外国特許庁への出願手数料、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳費用等

補助率及び補助金額：補助対象事業費の1/2以内、企業（1グループ）上限150万円

ただし意匠・商標出願の場合は、上限60万円

詳細はこちら：http://www.nico.or.jp/modules/list/gaikokutokkyo_hojyokin.html

(9) 山梨県及び山梨県内市町村の支援策

山梨県 商工労働部産業支援課

事業名：ものづくり産業支援事業費補助金

実施機関：山梨県商工労働部産業支援課技術・事業化支援担当

- (1) 地場産業研究開発事業費補助金
 - a 補助概要
経営基盤の強化や技術革新に即応するため、新技術及び新製品の研究開発等を行う事業への助成制度。
 - b 補助対象者
地場中小企業者、または地場中小企業者を代表法人として構成された企業連携体、または地場中小企業者によって構成されている組合等。
 - c 補助額（補助率）
100万円～500万円（研究開発事業費の1/2を助成）。
 - d 事業実施期間
交付決定日から12ヶ月間（最大）
- (2) 成長分野研究開発事業費補助金
 - a 補助概要
山梨県工業技術センター又は富士工業技術センターのコーディネートにより産・学・官の共同研究体を構成し、成長が期待される分野に係る新技術・新製品の開発を行う事業への助成制度。
 - b 補助対象者
県内中小企業者を代表法人とし、工業技術センターがコーディネートする産・学・官連携による共同研究体。
 - c 補助額（補助率）
100万円～1000万円（研究開発事業費の2/3を助成）。
 - d 事業実施期間
交付決定日から12ヶ月間（最大）

詳細はこちら：<http://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-shien/kenyukaihatsu/boshu.html>

都留市 産業観光課

事業名：特許権等取得促進助成金

実施機関：都留市産業観光課商工観光担当

助成の対象：特許権等取得促進助成金を受けるためには、次の条件を満たしていることが必要です。

- 個人・・・市内に居住している方で、住民基本台帳法に基づき、市の住民票に記載されている方。
法人・・・本社・本店等の居所が市内の登録である法人。

助成金の交付額：

- 特許権・・・特許出願審査の請求にかかる1件あたりの手数料の2分の1以内の額。
実用新案権・・・実用新案技術評価の請求にかかる1件あたりの手数料の2分の1以内の額。

※同一の申請者が年度中に申請できる件数は3件までです。

詳細はこちら：http://www.city.tsuru.yamanashi.jp/forms/info/info.aspx?info_id=3065

(10) 長野県及び長野県内市町村の支援策

長野県 商工労働部ものづくり振興課

事業名：地域産業活性化基金事業

実施機関：(財)長野県中小企業振興センター 経営支援部

対象：中小企業者等が行う地域資源を活用した新事業展開・新商品開発において、産業財産権の取得に要する費用を含む経費の一部を助成。

助成率：助成対象経費の2分の1以内
上限500万円以内

詳細はこちら：<http://www.pref.nagano.jp/syokou/gijyutu/shiori/index.htm>

下諏訪町 産業振興課商工観光係

事業名：知的所有権出願料補助金

実施機関：下諏訪町産業振興課商工観光係

町内中小企業が行った特許庁への出願に対し、1事業所につき16,000円を限度として補助金を交付します。

詳細はこちら：<http://www.town.shimosuwa.lg.jp/navi/sangyo/syokou/chitekisyoyuiken.html>

須坂市 産業振興部工業課

事業名：研究開発等特許化支援事業

実施機関：須坂市産業振興部工業課

補助対象：中小企業者等又はそのグループ（構成員の2分の1以上が市内に主たる事業所を有するものに限る。）が研究開発等の成果の特許化を行うもの。次に掲げる経費とし、グループが行う場合にあっては、当該経費のうち市内に主たる事業所を有する者が負担するものに限る。

1. 特許事務所等への委託経費
2. 特許申請に直接要する経費

補助金額：対象経費の2分の1以内の額。ただし、20万円を限度とする。

詳細はこちら：<http://www.city.suzaka.nagano.jp/roudou/hojyo/tyusyohojo/>

千曲市 経済部商工観光課

事業名：特許等取得事業

実施機関：千曲市経済部商工観光課

補助対象：中小企業者等又はそのグループ（構成員の2分の1以上が市内に主たる事業所を有するものに限る）が研究開発等の成果の特許権、実用新案登録、意匠登録等を取得するもので次に掲げる経費とし、グループが行う場合にあっては、当該経費のうち市内に主たる事業所を有する者が負担するものに限る。

1. 特許事務所等への委託経費
2. 特許申請に直接要する経費

補助金額：特許等の申請に要した経費に2分の1を乗じて得た額以内とし、20万円を限度。

詳細はこちら：<http://www.city.chikuma.nagano.jp/app/b-keizai/k-syokou/tyuusyou.html#017>

中野市 商工観光課商工係

事業名：中小企業特許等取得支援事業補助金

実施機関：中野市商工観光課商工係

補助対象：市内で製造業を営む中小企業者が、自ら研究開発した製品、技術の特許及び実用新案を取得する場合、費用の一部を補助します。

補助金額：補助対象経費の2分の1以内。ただし、特許出願にあつては20万円、実用新案登録出願にあつては10万円を限度とする。

詳細はこちら：(中小企業特許等取得支援事業補助金交付要綱)

<http://www.city.nakano.nagano.jp/>

[d1w_reiki/41890250001900000000/41890250001900000000/41890250001900000000_m.html](http://www.city.nakano.nagano.jp/d1w_reiki/41890250001900000000/41890250001900000000/41890250001900000000_m.html)

長野市 産業振興部商工振興課

事業名：新産業創出ワークショップ支援事業補助金

実施機関：長野市産業振興部商工振興課工業振興担当

補助対象経費：以下に掲げる事業に対する経費とし、補助率は2分の1以内。

1件当たり、1会計年度につき50万円を限度とする。

新技術・新製品開発に関わるワークショップ

1. 講師の謝金・交通費
2. 試作品製作に係る原材料、機械装置、機械器具
3. 試作品製作に係る外注加工費
4. 試験研究機関等への試験委託費
5. 技術指導の受入れ経費
6. 特許事務所等への委託費
7. 特許申請に直接要する経費
8. その他 共同研究のために要する経費

詳細はこちら：

http://www.city.nagano.nagano.jp/pcp_portal/

[PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=13436](http://www.city.nagano.nagano.jp/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=13436)

(11) 静岡県及び静岡県内市町村の支援策

静岡県 (社) 静岡県国際経済振興会

事業名：海外市場開拓支援補助金

実施機関：(社) 静岡県国際経済振興会

静岡県内の中小企業が海外市場や販路を開拓するために行う事業費の一部を補助します。海外で開催される見本市への出展に要する経費、海外向け販売促進媒体の作成に要する経費、海外の特許を取得するための出願に要する経費などが対象です。

補助率及び限度額：対象経費の2分の1以内 限度額 50万円

詳細はこちら：<http://www.siba.or.jp/>

静岡市 経済局商工部地域産業課

事業名：産業財産権出願等補助金

実施機関：静岡市経済局商工部地域産業課地場産業担当

補助対象事業：自ら開発した製品・技術・意匠等について、特許・実用新案・意匠に係る出願又は商標（地域団体商標に限る。）に係る出願・設定登録等を行う事業。

詳細はこちら：http://www.city.shizuoka.jp/deps/tiikisangyo/chiiki_tokkyo.html

静岡市 (財) 静岡産業振興協会

事業名：地域中小企業外国出願支援事業

実施機関：(財) 静岡産業振興協会

戦略的な外国への特許出願を促進することを目的として、外国への特許出願にかかる費用の一部を助成します。

対象：市内中小企業者

対象要件：日本国特許庁にすでに特許出願を行っている出願であって、年度内に外国特許庁へ出願する予定があること等。

対象経費：外国特許庁への出願手数料、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳費用等

助成率：助成対象経費の3分の2以内 上限 100万（商標登録 50万円）

公募期間：平成 22 年 10 月 4 日（月）～平成 22 年 11 月 5 日（金）

詳細はこちら：<http://www.b-nest.jp/shien/syutsugan.html>

富士市 商工農林部工業振興課

事業名：産業財産権取得事業補助金

実施機関：富士市商工農林部工業振興課

対象者：①市内に本社または主たる事業所を有する中小企業
②事業協同組合などの中小企業団体
③商店街振興組合 など

補助対象：国内における特許権・実用新案権・意匠権・商標権の出願経費

※ただし、特許権については原則として出願と同時に出願審査の請求を行う場合に限る。

対象経費：出願料、弁理士手数料、先行技術調査費用、図面作成料、出願審査の請求料（特許権のみ）、登録料（実用新案のみ）

補助率及び補助限度額：対象経費の1/2以内、上限30万円

補助回数：一社あたり同一年度内に産業財産権ごと1回

申請時期：出願した日から30日以内

詳細はこちら：<http://www.city.fuji.shizuoka.jp/hp/page000004900/hpg000004848.htm>

富士宮市 商工観光課

事業名：富士宮市知的財産権取得事業費補助金

実施機関：富士宮市商工観光課

対象者：①中小企業法第2条第1項に規定する中小企業者
②中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体
③特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人

補助対象：①特許権 ②実用新案権 ③意匠権 ④商標権

知的財産権の国内における取得に係る事業とし、同一会計年度において1対象者あたり対象事業毎1回とする。

補助対象経費：出願に係る経費の1/2以内とし、下記金額を限度とする。

①特許 20万円 ②実用新案 10万円 ③意匠 10万円 ④商標 10万円

※ただし、各補助対象事業の補助合計額は30万円を超えないものとする。

詳細はこちら：<http://www.city.fujinomiya.shizuoka.jp/shoko/shogyo/chizai/hojyokin2.htm>

(12) 独立行政法人・その他団体等の支援策

日本弁理士会

事業名：特許出願等援助制度

実施機関：日本弁理士会

特許出願等援助制度は、①手続費用融資制度、②手続費用給付制度の二つ。

1. 手続費用融資制度：実施予定の優れた発明があるにも拘わらず、経済的な事情によって弁理士に出願手続を依頼できないときに、弁理士の手によって特許出願できるように支援するもので、必要とされる費用の全部または一部を当会が無担保無利子で立て替える制度。
2. 手続費用給付制度：せっかく有用な発明をしても、発明者の経済的な事情によって弁理士に特許出願の依頼ができず、結局世の中に活用されずに埋もれてしまうのを防ぐため支援するもので、必要とされる費用の全部または一部を当会が負担する制度。

詳細はこちら：http://www.jpaa.or.jp/activity/seminar_support/service/patent_application/

独立行政法人科学技術振興機構

事業名：特許化支援

実施機関：(独)科学技術振興機構

支援内容：①大学知的財産本部等への支援

②外国特許出願支援制度

詳細はこちら：http://kenri.jst.go.jp/pat/p_main.html

3-3 関東地域の無料相談窓口

(1) 関東経済産業局 特許相談室

特許・実用新案・意匠・商標の制度や出願・登録の手続きなどについて一般的な相談を受け付けています。

- ・ 所在地 : さいたま市中央区新都心1-1
さいたま新都心合同庁舎1号館 9階
- ・ 相談窓口 : 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
9:00～12:00、13:00～17:00
- ・ 電話 : 048-600-0319
- ・ ホームページ : <http://www.kanto.meti.go.jp/sodan/tokkyosodan/index.html>

(2) 独立行政法人工業所有権情報・研修館 相談部

特許・実用新案・意匠・商標の出願などについて一般的な相談を受け付けています。

- ・ 所在地 : 東京都千代田区霞が関3-4-3 特許庁2階
- ・ 相談窓口 : 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
9:00～17:45(受付は17:30まで)
- ・ 電話 : 03-3581-1101(内線2121～2123)
- ・ ホームページ : <http://www.inpit.go.jp/consul/window/index.html>

(3) 知財総合支援窓口

知財総合支援窓口は、各都県に設置され、中小企業等が企業経営の中で抱えるアイデア段階から事業展開までの知的財産に関する悩みや課題を一元的に受け付け、知的財産に携わる様々な専門家や支援機関と共同してその場で解決を図るためのワンストップサービスを提供いたします。

- ・ ホームページ : <http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/tokkyo/20101227onestop.html>

(4) 日本弁理士会 知的財産支援センター

「特許・意匠・商標なんでも110番」と称して無料相談を実施しています。特許・実用新案・意匠・商標の出願手続き、調査、鑑定、異議申立、訴訟、諸外国の制度や知的財産全般について、弁理士が相談を受け付けています(事前予約制)。

- ・ 所在地 : 東京都千代田区霞が関3-4-2 弁理士会館1階
- ・ 相談窓口 : 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
10:00～12:00、14:00～16:00(事前予約制)
- ・ 電話 : 03-3519-2707
- ・ ホームページ : <http://www.jpaa.or.jp/consultation/>

3-4 地域・中小企業等知財戦略支援人材データベース

「地域・中小企業等知財戦略支援人材データベース」は、「地域における知財戦略支援人材の育成事業」の一環として、中小・ベンチャー企業等が知的財産戦略構築等を行う上で必要な支援人材との「出会いの場」を提供することを目的としています。

このデータベースは、「大企業の知財関係部局を経験されたOB等の支援人材」から登録いただいたサービス内容等のデータを蓄積し、本データベースからどなたでも簡単に参照、閲覧ができるようにしたものです。

このデータベースを利用することにより、中小・ベンチャー企業等の知的財産戦略構築のお手伝いができる支援人材の情報を、専門分野・地域別等のご希望の条件で登録者を簡単に検索することができます。

<https://chizai-jinzai-db.go.jp/>

知的財産を経営に活かしたい中小企業と、知的財産戦略の支援のための能力を持つ専門家とのマッチングができる人材データベースです！

ご利用規約 プライバシーポリシー お問い合わせ

地域・中小企業等
知財戦略支援人材データベース

支援人材の方 ログイン 新規登録

利用者の方 ログイン 新規登録

知的財産の制度や手続きを知りたい

知的財産を経営に活かすための人材を探したい

知的財産の実務について知りたい
権利の出願やライセンス侵害への対応など

詳細はこちら

HOME

当サイトについて

業種・専門分野で探す

地域で探す

相談窓口

ご利用にあたって

FAQ

お問い合わせ

利用者の方はこちら

ログイン

新規会員登録

支援人材の方はこちら

情報更新ログイン

知的財産支援人材を検索する

本データベースには「弁理士」「大企業で知財部門を経験したOB人材」「技術士」「中小企業診断士」に代表される中小企業の知的財産戦略を支援する豊富な人材が登録されています。特に企業OBを含めた人材を検索できるデータベースは全国で初の試みです。企業の知財戦略に合った人材を探す際に活用ください。

検索条件を組み合わせる

専門分野 (知財実務経験)

専門分野 (技術分野)

支援内容

支援可能地域

保有資格

居住地

フリーワード

検索

クリア

専門分野 (知財実務経験)の説明

選択ボックスから、ご希望の条件で登録者を検索できます。条件は最大7項目まで選択または入力することができます。

フリーワードのみでの検索はできません。必ずセレクトメニューと組み合わせて検索を行ってください。

登録者の属性 (平成22年3月21日現在)

大企業OB等	38.0%
弁理士	24.8%
技術士	11.7%
二級知的財産管理技師	7.3%
中小企業診断士	5.1%
弁理士	4.4%
一級知的財産管理技師	3.6%
行政書士	1.5%
三級知的財産管理技師	1.5%
特許調査業務従事者認定	1.5%
司法書士	0.7%

3-5 平成22年度知財戦略コンサルティング事業

本冊子に収録されている事例は、関東経済産業局「平成22年度地域中小企業知財経営基盤定着支援モデル調査」の一環として実施された「平成22年度知財戦略コンサルティング事業」の成果です。

本事業は、法律、技術、経営等の専門知識・経験を有する専門家が、中小企業に対し知財戦略コンサルティングを行い、知財戦略に基づく知財経営を定着させる支援の成功モデルを創出することにより、中小企業の知財経営の定着を促進させることを目的に実施しました。

平成22年度 地域中小企業知財経営基盤定着支援モデル調査 委員名簿

委員長	鮫島 正洋	内田・鮫島法律事務所 弁護士 弁理士
委員	奥山 哲哉	合資会社イノベーション 21 代表、
委員	小西 睦人	西武信用金庫 事業支援部 副部長
委員	佐藤 博正	さとう特許商標事務所 弁理士
委員	田野井 優美	株式会社田野井製作所 取締役副社長
委員	土生 哲也	土生特許事務所 弁理士
委員	平川 博將	一般社団法人 日本原子力技術協会 規格基準部 部長
委員	町田 芳之	有限会社クリエイティブ・コネクション 代表取締役
委員	山中 唯義	株式会社ベンチャーラボ 代表取締役
リーダー会議委員		佐原 雅史 株式会社ブライナ 代表取締役
リーダー会議委員		的場 成夫 有限会社夢屋 代表取締役

2011年3月発行

企 画 **関東経済産業局 地域経済部 産業技術課 特許室**

〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1

さいたま新都心合同庁舎1号館9階

TEL：048-600-0239

編 集  **三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社**

知的財産コンサルティング室

〒108-8248 東京都港区港南 2-16-4

品川グランドセントラルタワー

TEL：03-6711-1243